

議案第14号

阿見町工場立地法地域準則条例の制定について

阿見町工場立地法地域準則条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町の工場又は事業所の立地について、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例に規定する用語の意義は、法及び法準則に規定する用語の例による。

(区分、区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区分、区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区分	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域(同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画によってこれらに準ずるものとして定められている区域を含む。)	100分の5以上	100分の10以上

(屋上緑化等における重複緑地の算入率)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令

第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域(以下「該当区域」という。)又は同条に規定のない区域(以下「その他区域」という。)のうち2以上にわたる場合における同条の規定の適用については、敷地面積割合が最も高い区域の規定を適用することとし、その他区域が最も高い敷地面積割合であるときは、同条の規定は適用しない。

(隣接地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

2 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成25年阿見町条例第34号)は、廃止する。

(単一の業種に属する既存工場等に係る面積の算定の特例)

3 次項に掲げる場合を除き、昭和49年6月28日において現に設置され、又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場(以下「既存工場等」という。)が該当区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則の備考第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、既存工場等が準工地域に存するときは、同項第2号中「0.2」とあるのは「0.1」とし、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.15」とし、既存工場等が工業・工専地域に存するときは、同項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」とし、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」とする。

(複数の業種に属する既存工場等に係る面積の算定の特例)

4 法準則別表第1の業種の区分の欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が該当区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則の備考第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、既存工場等が準工地域に存するときは、同項第1号中「0.2」とあるのは「0.1」とし、同項第2号中「0.25」と

あるのは「0.15」とし、既存工場等が工業・工専地域に存するときは、同項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」とし、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」とする。

阿見町工場立地法地域準則条例の制定について

【制定の理由】

立地企業の流出防止並びに設備投資や新たな企業立地の促進を図るため、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称地域未来投資促進法）第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に代わり、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、他市町村と同程度の町準則を定めるもの。

【制定の主な内容】

条例を適用する地域並びに緑地面積率及び重複緑地の算入率等を規定する。（第3条、第4条）

項目		国準則	現在の町準則	新しい町準則
緑地面積率 ※環境施設面積率は 右記緑地面積率に 5%を加算する	工業地域及び 工業専用地域	20%	10%	5%
	準工業地域	20%	15%	10%
	上記以外の地域 (住居・商業地域等)	20%	20%	20%
屋上緑化等における重複緑地の算入率		25%	25%	50%

※ 現在の町準則では、町内3工業団地及び阿見吉原土地区画整理事業地区が対象となりますが、新しい町準則では、町内全ての工業地域及び工業専用地域、（地区計画で定める工業地域及び工業専用地域相当の地域を含む）、準工業地域が対象となります。なお、住居・商業地域等については、引き続き国準則が適用されます。

【施行期日】

公布の日